

事業譲渡契約書

X（以下「譲渡人」という。）及びY（以下「譲受人」という。）とは、譲渡人から譲受人への事業譲渡に関し、以下のとおり合意する。

第1条（事業譲渡）

譲渡人は、平成〇〇年〇〇月〇〇日（以下「譲渡日」という。）をもって、第2条（譲渡資産）以下の条件に従って、〇〇に関する事業（以下「本事業」という。）を譲受人に譲渡し、譲受人はこれを譲り受ける（以下「本事業譲渡」という。）。

※譲渡の対象となる事業の範囲を明確にします。

第2条（譲渡資産）

1. 本事業譲渡に伴い、譲渡人が譲受人に譲渡する資産（以下「譲渡資産」という。）は、譲渡日現在における本事業に係る別紙記載の資産とする。
2. 本事業譲渡に関して、譲受人は譲渡人の負債を一切承継しないものとする。

第3条（事業譲渡の対価及び支払方法）

1. 本事業譲渡の対価は、金〇〇〇〇円とする。
2. 譲受人は、譲渡日に、第9条（前提条件）に定める各事項が成就していることを条件とし、かつ譲渡資産の引渡と引き換えに、本事業譲渡の対価を、別途甲が指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとする。振込にかかる手数料は乙の負担とする。

第4条（譲渡期日）

譲渡人は、平成〇〇年〇月〇日（以下「譲渡日」という）をもって、本事業を譲受人に譲渡し、譲受人はこれを譲り受けるものとする。ただし、手続上の事由、その他必要がある時は、譲渡人譲受人が協議の上、譲渡日を変更することができる。

※契約締結日と譲渡する日が離れていると、契約締結日には予期していなかった問題が生じることもあるので、可能な限り、契約締結日と譲渡期日の間は空けないようにします。

第5条（譲渡資産の引渡し）

1. 譲渡人は、譲渡日に、第9条（前提条件）に定める各事項が成就しているこ

とを条件とし、かつ本事業譲渡の対価全額の支払と引き換えに、譲渡人の費用負担の下に、譲渡資産を譲受人に引き渡すものとする。

2. 前項に基づく譲渡資産の引渡により、当該引渡の時点で、譲渡資産に係る譲渡人の全ての権利、権限、及び地位が譲受人に譲渡され、移転するものとする。

第5条（譲渡人の善管注意義務・譲受人の協力義務等）

1. 譲渡人は、本契約締結日以後譲渡日までの間、以下の各事項を遵守するものとする。
 - (1) 善良な管理者としての注意義務をもって譲渡資産を管理すること。
 - (2) 譲渡資産中名義変更が必要なものの名義の変更手続を、譲渡人の費用負担の下に行うこと。
 - (3) 譲渡資産中本事業に関する契約上の譲渡人の地位について、譲渡人と当該契約を締結している第三者から譲受人への移転についての承諾書面の取得を、譲渡人の費用負担の下に行うこと。
2. 譲受人は、譲渡人が前項第2号及び第3号に定める義務を履行するにあたり、協力するものとする。

第6条（競業禁止義務の免除）

譲渡人は、本事業譲渡にかかわらず、譲受人に対して、商法第16条に定める事業譲渡人としての競業禁止義務を負わないものとする。

※事業を譲渡した後に譲渡人が同じ事業を展開するとすれば顧客の奪い合い等の競業関係となってしまいます。そのため、同一の事業展開によるトラブルを避けたい場合には競業禁止義務の規定を定めておくこともできます。

第7条（従業員の取扱い）

1. 譲渡人は、譲渡日に、本事業に従事する従業員のうち譲渡日の前日までに譲受人に転籍することに同意した者を、譲受人に転籍させるものとする。
2. 譲受人は、前項に基づき転籍する者との雇用契約の条件を、その者と譲渡人との雇用契約の条件を下回らないようにするものとする。
3. 譲受人は、第1項に基づき転籍する者が譲渡人を退職することに関して生じる債務を、一切引き継がないものとする。

※引き継いだ事業にかかわる従業員の承継方法について定めておきます。

第8条（表明・保証事項）

1. 譲渡人は、以下の各事項が、本契約締結日及び譲渡日において真実かつ正確であることを表明し、保証する。

- (1) 譲渡人は、本契約の締結及び履行につき、法令及び定款その他の社内規則上必要とされる一切の手続（ただし、株主総会の承認決議を除く。）を完了している。
 - (2) 譲渡人による本契約の締結又はその履行は、法令もしくは定款その他の社内規則又は譲渡人を当事者とする第三者との契約に違反するものではない。
 - (3) 本契約、本事業譲渡又は譲渡資産に悪影響を与えるおそれのある係属中の訴訟、調停、仲裁その他の司法手続又は行政手続は存在せず、かつ発生するおそれもない。
 - (4) 譲渡資産について、瑕疵及び担保権等の負担は存在しない。
2. 譲受人は、以下の各事項が、本契約締結日及び譲渡日において真実かつ正確であることを表明し、保証する。
- (1) 譲受人は、本契約の締結及び履行につき、法令及び定款その他の社内規則上必要とされる一切の手続を完了している。
 - (2) 譲受人による本契約の締結又はその履行は、法令もしくは定款その他の社内規則又は譲受人を当事者とする第三者との契約に違反するものではない。

※双方が一定事項について表明、保証を行い、違反が存在する場合には解除等ができる旨を同条項又は別条項に定めておきます。

第9条（前提条件）

1. 第3条（事業譲渡の対価及び支払方法）第2項に規定する譲受人の義務は、以下の各事項を前提条件とし、譲渡日において以下の各事項のうち一つでも成就していない場合は、譲渡人及び譲受人が別途合意しない限り、譲受人は本事業譲渡の対価の支払義務を負わないものとする。
 - (1) 譲渡人が、第8条（表明保証）第1項に定める表明保証事項のすべてについて違反していないこと。
 - (2) 譲渡人が、第5条（譲渡人の善管注意義務・譲受人の協力義務等）第1項に定める義務をすべて履行していること。
2. 第4条（譲渡資産の引渡し）第1項に規定する譲渡人の義務は、以下の事項を前提条件とし、譲渡日において以下の事項が成就していない場合は、譲渡人及び譲受人が別途合意しない限り、譲渡人は譲渡資産の引渡義務を負わないものとする。
 - (1) 譲受人が、第8条（表明保証）第2項に定める表明保証事項のすべてについて違反していないこと。
 - (2) 譲渡人の株主総会において、本事業譲渡についての承認決議がなされていること。

※譲渡会社の株主総会や取締役会の決議は事業譲渡の成立要件となります。また、譲受会社の方でも取締役会又は株主総会の決議が必要となります。

第10条（解除）

1. 譲渡人又は譲受人が第3条（事業譲渡の対価及び支払方法）第2項又は第4条（譲渡資産の引渡し）第1項に定める自己の義務に違反し、相手方が書面により履行を催告したにもかかわらず、当該書面の到達後〇〇営業日以内に当該違反が解消されない場合、相手方は、当該違反をした当事者に対し書面により通知することによって、本契約を解除することができるものとする。
2. 譲渡日までに第9条（前提条件）各号に定める条件が成就しない場合、譲渡人及び譲受人は、相手方に対し書面により通知することによって、本契約を解除することができるものとする。
3. 譲渡人及び譲受人は、第3条（事業譲渡の対価及び支払方法）第2項及び第4条（譲渡資産の引渡し）第1項に基づく本事業譲渡の実行の後は、いかなる理由によっても本契約を解除することはできないものとする。
4. 本契約が解除された場合においても、各当事者が第11条（損害賠償）に基づき損害賠償請求をすることは妨げられないものとする。

※予期せぬ不可抗力や、許認可の取得の遅れ等により譲渡日までに間に合わないケースも考えられます。そのため、即時解除ではなく、第4条の譲渡日が変更できる旨の規定を入れておくで万が一の際に、大きな混乱を避けることもできます。

第11条（損害賠償）

1. 譲渡人及び譲受人は、第8条（表明保証）に基づき自己が行った表明保証に違反し、又は本契約に基づくその他の義務に違反したことにより、相手方に損害（合理的な範囲内の弁護士費用を含む。）が発生した場合には、当該損害を賠償するものとする。
2. 前項に定める損害賠償は、譲渡日から〇〇年間に限り請求することができるものとし、かつ、本事業譲渡の対価の額を上限とする。

第12条（公租公課）

1. 本事業に関する公租公課は、譲渡日の前日までの分は譲渡人が負担し、譲渡日以降の分は譲受人が負担するものとする。
2. 本事業譲渡が実行されるか否かにかかわらず、各当事者は、本契約又は本事業譲渡の交渉、準備、締結、若しくは実行に関連して自らに発生したすべての費用（弁護士、会計士、投資銀行その他の代理人又はアドバイザーの費用を含む。）を、それぞれ負担するものとする。

第13条（守秘義務）

1. 各当事者は、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく、本契約の存在及び内容に関する一切の情報並びに本契約の締結又は履行の過程で取得し

た相手方の情報を、本契約の履行以外の目的のために使用してはならず、第三者に開示、提供又は漏えいしてはならない。但し、以下の各号に該当することを立証できる場合を除く。

- (1) 相手方から取得した時点で、当該情報が公知であった又は公に入手可能であった場合
 - (2) 相手方から取得後、当該情報が自らの責に帰すべき事由によらずに公知となった場合
 - (3) 相手方から取得した時点で、既に自ら保有していた場合
 - (4) 相手方から取得後、正当な権限を有する第三者から守秘義務を負うことなく入手した場合
 - (5) 法律上又は行政上の開示の要請に基づき、当該要請を事前に相手方に通知した上で開示する場合
 - (6) 自ら依頼した弁護士、会計士、投資銀行その他の代理人又はアドバイザーで、本条と同等の義務を負う者に対して開示する場合
2. 前項に基づく義務は、本契約の終了後も〇〇年間は存続するものとする。

※事業譲渡は会社の財産関係を大きく変化させ、外部に与える影響が大きいため、内密にとり行われることが多く、少なからず双方の営業上の秘密事項を知ることになるので、守秘義務条項を入れておくか、別途「秘密保持契約」を締結しておいた方が良いでしょう。

第14条（協議）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈につき疑義を生じた事項については、譲渡人及び譲受人は誠実に協議し円満な解決を図るものとする。

第15条（管轄）

本契約に関連して両当事者間に生じた一切の紛争については、〇〇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため本契約書2通を作成し、譲渡人及び譲受人が記名捺印の上各1通を保有する。

年 月 日

（譲渡人）

（譲受人）